

福岡市自転車安全利用推進員を募集します！

福岡市では、地域における自転車の安全利用を促進するため、地域において自転車の安全利用に関する教育や広報啓発などのボランティア活動に取り組まれる皆様を、申込みにより、福岡市が『福岡市自転車安全利用推進員』として委嘱し、その活動を支援する制度を設けました。

地域において、熱意をもって自転車の安全利用推進のために取り組まれる皆様の申込みをお待ちしています。

1 推進員の概要

・主な活動

- (1) 自転車安全教育（例：子どもや高齢者を対象とした自転車安全教育の実施）
- (2) 広報啓発及び指導（例：街頭での自転車の安全利用に関する広報啓発，指導）
- (3) 福岡市が行う自転車の安全利用を推進するための取組への協力

・委嘱期間

委嘱の日から**3年**を経過した日の属する年度の末日（3月31日）

・福岡市からの支援

推進員証と腕章を交付し、希望者にはベストや帽子なども支給します。

また、自転車安全利用5則のチラシや自転車安全利用の手引きなどの啓発物を提供するとともに、指導者講習会の開催についてご案内します。

・その他

公務員ではありません。報酬は支給されません。

毎年1回、活動に関する報告書を福岡市に提出していただきます。

2 委嘱の要件

福岡市内において、自転車の安全利用に関する教育や広報啓発活動に熱意を持って取り組まれている方で、**市長が指定する講習**を受講された方（過去3年以内の受講に限ります。）

委嘱を希望される方は、**①委嘱申込書、②講習の修了証の写し、③顔写真（縦3cm×横2.4cm）1部**を郵送（又は持参）で提出してください。

◆市長が指定する講習

- ・「自転車安全教育指導者講習会」交通事故をなくす福岡県県民運動本部
- ・「福岡市自転車安全利用指導者講習会」福岡市 など

※次のいずれかに該当する方は、講習の受講は不要です。

- ・財団法人日本交通管理技術協会が実施する自転車整備技能検定に合格した方
- ・道路交通法第99条の2に規定する技能検定員、同法第99条の3に規定する教習指導員

【申込書の提出先・問い合わせ先】福岡市 市民局防犯・交通安全課（交通安全係）
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 電話：092-711-4061